定期監査（学校）結果報告

１．　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項及び第４項の規定に基づく監査（学校監査）

２．　監査を実施した監査委員

小林市監査委員　　上原　利秋

小林市監査委員　　押領司　剛

３．　監査の対象

永久津小学校、東方小学校、須木小学校、

小林中学校、東方中学校、永久津中学校、須木中学校

４．　監査の範囲

令和８年度の予算の執行状況、扶助費の経理状況、施設の維持管理状況、備品の管理状況、薬品の管理状況等

５．　監査の実施期間

令和８年８月 17 日及び８月 18 日

６．　監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

（１）　予算が適正に執行されているか。

（２）　扶助費の経理が適正に行われているか。

（３）　市費負担職員の勤務管理は、適切に行われているか。

（４）　郵券の管理は、適切に行われているか。

（５）　備品の管理は、適切に行われているか。

（６）　薬品の管理は、適切に行われているか。

７．　監査の方法

市立小、中学校（小学校 12 校、中学校９校の全 21 校）を３つのグループに分けた上で、３年で全ての小中学校が一巡するサイクルで実施している。

教育委員会及び各学校から提出された予算執行状況調、各種扶助額調、学校経営計画等により内容説明を聴取するとともに、予算執行状況については、提出された資料と予算関係書類との照合を行った。

また、各種備品及び薬品の管理状況については、担当教諭等の立会いの下に保管状況を確認した。

８．　監査の結果

監査の結果、学校所管の財務に関する事務は、法令等に従い、おおむね適正に執行されているものと認めた。

しかし、一部において、次のとおり是正及び改善を要する事項が見受けられたので、所要の措置を講じられたい。なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

（１）　予算の執行状況について

歳出予算の執行について、提出された関係書類を照合した結果、計数上の誤りは認められず、おおむね適正に執行されていることを確認した。

しかし、一部の学校において、提出された見積書に決定印漏れが見られた。

（２）　扶助費の経理状況について

扶助費の経理状況について、関係書類を確認した結果、小林市要保護児童生徒就学援助費及び準要保護児童生徒等就学援助費並びに特別支援教育就学奨励費に関する要綱に基づき、おおむね適正に処理されていた。

しかし、一部の学校において、起案文書と発送文書の文書番号が相違しているものが見られた。

（３）　勤務管理（市費負担職員分）について

会計年度任用職員の勤務管理について、関係書類との照合を行った結果、おおむね適切な管理が行われていた。

（４）　郵券の管理について

郵券（切手、はがき）について、現物と受払簿の残高との照合を行うとともに、使用目的、保有枚数及び受払簿の整備状況を監査した結果、おおむね適切な管理が行われていた。

（５）　備品の管理について

学校における備品の管理状況について、購入や廃棄等に伴う備品台帳の整備状況の確認に加え、一部抽出により現物との照合を行った結果、おおむね適切な管理が行われていた。

（６）　薬品の管理について

①　理科薬品について

理科室及び理科準備室は整理整頓されており、薬品保管庫は施錠され、おおむね適切な管理が行われていた。

しかし、一部の学校において、学期ごとに実施すべき危険物と一般薬品の在庫点検が不定期の実施となっているものが見られた。また、毒物・劇物は収納の際施錠することとなっているが、鍵が備付けられていない場所に保管されているものが見られた。「薬品管理の手引き」（宮崎県教育委員会）により、適切な管理を行うよう改善されたい。

②　保健薬品について

保健室は整理整頓されており、薬品保管庫は施錠され、おおむね適切な管理が行われていた。

しかし、一部の学校において、フッ化ナトリウム製剤出納簿の管理の不備及び使用期限の記入漏れが見られた。「小林市立小・中学校フッ化物洗口マニュアル」（小林市教育委員会　令和７年 12 月改訂）により、適切な管理を行うよう改善されたい。